

令和 7 年

新 城 市 教 育 委 員 会

5 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 令和7年5月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 5月28日(水) 午後2時30分から午後3時43分まで

2 場 所 新城市市役所本庁舎 4階 会議室4-2、4-3

### 3 出席委員

安形博教育長 夏目安勝教育長職務代理者 夏目みゆき教育委員

青山芳子教育委員 原田真弓教育委員 鈴木志保教育委員 伊藤雅朗教育委員

### 4 説明のため出席した職員

原田教育部長 大藏教育総務課長 菅野学校給食課長

安井学校教育課長 河口生涯共育課長 中村生涯共育課参事

湯浅生涯共育課参事 浅井生涯共育課参事

### 5 書 記

上野教育総務課総務係長

### 6 議事日程

開 会

日程第1

(1) 令和7年3月開催定例会の会議録について

日程第2

(1) 教育長報告について

日程第3

(1) 協議事項

ア 令和7年度の給食費の額改定について(学校給食課)

イ 学区制の柔軟化について(学校教育課)

日程第4

(1) 報告事項

ア 行事・出来事(5月、6月)について

閉 会

## ○職務代理者

定刻までにお集まりいただきまして、ありがとうございました。  
ただいまから令和7年5月新城市教育委員会定例会議を開催いたします。

日程第1 (1) 令和7年3月開催定例会の会議録について

## ○職務代理者

日程第1、令和7年3月開催の会議録についてです。  
会議録の内容についてご質問等がありましたら、お願いします。  
それでは、会議録について承認いただける方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

## ○職務代理者

ありがとうございました。  
全員挙手ですので、会議録について承認といたします。  
のちほど署名をお願いいたします。

日程第2 (1) 教育長報告について

## ○職務代理者

次に、日程第2、教育長報告です。教育長、よろしくお願いいたします。

## ○教育長

お願いします。お手元の望ましい教育環境について考える、この用紙に基づいて説明します。  
広報ほのか4月号で、望ましい教育環境について考えるというタイトルで情報発信をしました。その中で統合とは別に四つ、このようなテーマを掲げました。  
一つ目、学区制の柔軟化、これについては学区制の柔軟化を進めるのではなくて、学区制の柔軟化の検討を始めるという表記をしました。実際には、今日を皮切りに1学期中に方向性をこの教育委員会会議で出していきたいと考えています。後ほど学校教育課長から提案があります。  
続いて、小学校30人学級。これについては、令和8年度予算が必要です。市長も望ましい教育環境については前向きに考えていきたいと言われておりますので、その方向で進めようと準備を進めてまいります。  
学校間交流、今日午前中に東郷西小学校でドッジボール交流会が行われていました。20分ぐらい見させてもらいました。ステージには100人以上の保護者が来ておって、あと体育館ですので入り口のところ、体育館ですので棒状の柵があるんですけども、そこから中を見学されている保護者が多数いました。児童数も合わせると、外にも7、80名はいらしたと思います。子供の歓声が聞こえる中、学校間交流を含め、ドッジボール交流会が開催されたということでご報告します。  
続いて、義務教育学校の視察。これについては、たまたま私が30年以上前にイギリスに英語教師として一緒に行った方が岐阜県の大学で今教鞭を執られておって、その方を通じて二つの学校に連絡を取らせてもらいました。今のところスムーズにいております。実際に訪問日7月11日の金曜日もう一つが7月14日の月曜日、ほぼほぼ両日も同じ日程で進めようと思っております。教育委員の方々には、もしご都合がつけばどちらかご出席いただいて、複数の目で見えていただいて、問題点等

もこれから考えていきたいと思っております。どちらの学校も新城市役所から2時間ぐらいかかります。公用車で訪れて公用車で帰ってくる、このような形で進めていきます。上石津学園、根尾学園からは、どういったことを知りたいか、もし事前に分かったらとてもありがたいと連絡を受けておりますので、何かこういったことを聞きたいというのがあれば、いつでも教育委員会にメールで平打ちで構いませんので送っていただければ、こちらで質問をまとめて作成させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上、教育長報告です。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

ただいまの教育長報告についてご質問等がありましたら、お願いします。

ないようでしたら、日程第3、協議事項に移ります。

### 日程第3 (1) 協議事項

#### ○職務代理者

初めに、ア、令和7年度の給食費の額改定について、学校給食課から説明をお願いします。

#### ○学校給食課

お願いします。それでは、令和7年度の給食費の額改定について、ご意見をいただきたく協議をお願いします。

令和7年3月の本定例会で令和7年度途中での給食費の変更の可能性があること、また変更する際の考え方などを示させていただいたところです。これを受けまして、今年度の給食費の検討を行った結果、小中それぞれ30円を値上げする必要が生じたので、協議をお願いするものです。

資料がたくさんありますが、1枚目の資料を基にご説明いたします。資料1ページをお願いします。

令和7年度の給食費は、中段にございます囲みの中の①のとおり令和6年度の額を据え置いてスタートしております。しかしながら、年度末の3月3日付で学校給食会から令和7年度の主食価格の改定が示されたところです。この通知では、主食である米、パン、麺のいずれもが値上げをされ、特に精米価格では60%以上の値上げ価格が示されました。参考に、令和6年度は2,839円、税抜きで10キロ当たりで、令和7年度は4,552円、税抜きで10キロと約60%以上の価格上昇が示されております。

このような急激な価格変動の中、既に予算調整を済ませて価格を据置き、令和7年度の給食をスタートしておりましたので、現在、給食運営に大きな影響が出ることとなっております。

そこで資料の別紙1から3のとおり検討資料に基づいて給食費の額改定の検討を行った結果、令和7年度7月以降の給食費を30円値上げすることで給食事業を安定的に進めることができると判断しております。この給食費の額の改定につきましては、6月議会で審議をしていただくこととなっております。

この額改定を実施することで保護者への影響が生じることとなりますので、資料の13ページをご覧ください。資料の13ページの表ですが、表の黒い点線が1食当たりの給食費単価を示しておりまして、7月を見てもらいますと、7月以降は280円と30円を足した310円がずっと続いて7月以降は増額となります。

一方でピンク色の点線が、保護者負担額を示しております。保護者の負担額につきましては280円の現行の給食費の金額を続けていくため、点線が横に伸びております。これは令和7年度以降の給食費の額は1食当たりの単価は30円増額しますが、令和7年度につきましてこの増額分の緑色の部分については、市で負担していただくように調整して予算計上してございます。

ただし、条件といいますか、この点線の囲みの中の米印にも赤字で記載してございますが、議会の承認が得られなかった場合には、保護者の方にご負担をお願いする形となります。この流れで給食費の額の改定を進めることに対するご意見をいただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

#### ○職務代理人

ありがとうございました。

この件について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

お願いいたします。

#### ○教育委員

一つ、確認とお願いです。給食費の無償化ですけれども、2026年から国で無償化の決定がされているという前提で、今年度分これが通れば市から負担額のところを補填するというような考え方で、今回の提案ということによろしいでしょうか。

#### ○学校給食課

はい。

#### ○教育委員

それでは2025年については、市で負担していただけるということで必要最低限の必ず必要なものということで、給食費の値上げを行われるということに賛成いたします。以上です。

#### ○職務代理人

ありがとうございます。

ほかの方でいかがでしょうか。

一つ、お願いします。今、お米の価格についていろんなところで議論がなされているわけですが、一般に流通している価格は今回提示された価格よりも遥かに高いように感じるわけですが、この価格で年度内は何とかいけるということでしょうか。

#### ○学校給食課

先ほどの説明で触れましたが、3月3日付で次の令和7年度、今年度の価格を資料に記載したような価格で1年間は提供しますとありますので、学校給食会が経済連等と調整した結果で1年間の供給価格が出てまいりますので、この価格が令和7年度は維持されます。

#### ○職務代理人

分かりました。

お願いします。

#### ○教育委員

学校給食会からの精米価格の値上げ通知がありました。さらに公費負担に関わる市議会への対応、様々な対応していかなければいけないと思います。教育委員会として給食費の改定を行う時期を7月と定めたのは、どうしてですか。

## ○学校給食課

まず、予算のつくり方として令和7年度を例にしますと、令和7年度の予算は昨年の10月ぐらいから予算をつくり始め、半年間かけて内部で審議し、予算内容を固め、3月の議会で承認を得て令和7年度の予算を執行してまいります。昨年の10月の時点で米の単価がいくらになりますよ、とという情報が全く無く、やむを得ず令和6年度の価格を据え置いて令和7年度にはスタートせざるを得なかったというところがございます。令和7年7月から給食費の額を変えとなりますと、6月の議会をお願いをして7月からの変更という流れとなります。

## ○教育委員

分かりました。給食費を値上げするというのは、年度末とか学期初めだとか切りのいいときのほうがいいなと自分は思っていたんです。あえて7月にしたのはなぜかなと思ったので、質問させていただきました。もし、市の公費負担ができるのであったら、7月じゃなくて9月から公費負担でいけるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

## ○学校給食課

といいますと。

## ○教育委員

つまり7月からやると30円上がりますよね。例えば9月の2学期の最初に公費負担が通ったら、例えばこれを35円とか40円にすれば、年度末までに何とか整うんじゃないかなと思うんですけども。

## ○学校給食課

給食費は年額を10期で分割しており、資料の表ではそこまで表せておりません。給食費は5月から徴収して、5、6、7、8、9、10、11、12、1、2の10回で徴収する形となります7月からの給食を調理する際には、1食つくるのに小学校で310円にしないとと予算が不足してくる計算となりますので、2学期からの徴収額ではなく、7月分からの変更にするものです。

## ○教育委員

280円を一律で4月からやっているんだけど、値上げをするというのが9月からしておいて、280円プラス公費で賄えるんだったらそれでもいいんじゃないかという、そういうわけにはいかないんですよね。

## ○学校給食課

そうですね。

## ○教育委員

2月、3月は調整月ってあるじゃないですか。なかなかうまくいかないのは分かるんですけども、そういう切りのいいときがいいかなと思ったので質問させてもらいました。

## ○学校給食課

保護者への通知は議会が承認されれば、速やかにわかりやすい案内をしてまいります。

## ○教育委員

もう一つ質問よろしいですか。

## ○職務代理者

お願いします。

## ○教育委員

三河の市町村で、新城以外は公費負担がありますよね。

## ○学校給食課

しております。

## ○教育委員

そういう意味では、新城市もほかの三河の市町村と同じように公費負担をしていただけると保護者の方はすごく助かると思います。ぜひ教育委員会として、良い資料と良い説明をしていただいて、本市の30円分の公費負担を通していただけるとありがたいと思います。

## ○学校給食課

今おっしゃったように、各市で本来の給食費の金額と保護者からいただく給食費で差が出て、その差の分は全て自治体が負担しているというのがありますので、例えば令和6年度だと豊橋の150円、豊川35円、蒲郡25円という形で、数十円から100円単位での補填をしておりますので、新城市はセンターになって給食費、食材費、昨年度行いましたが、ちょっとそれだと足りない部分が生じたので、その部分を税金で穴埋めするという形を今回は取らせていただいたところです。

以上です。

## ○職務代理者

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

## ○教育委員

私も同じで多分東三河の自治体で新城が一番市の公費からの負担、給食費の補助が少ないと思うので、すみません、データが間違っていたらいけないのですが、多分各市町村このタイミングで給食費1食当たりの食材費含めて値上げをしていると思うんですけども、多分公費で負担していて、多分これで中学校は360円負担になると、恐らく愛知県で一番給食費の高い自治体が新城になる。たしか日進市の中学校が340円というのが今のところ最高額だと思うので、ちょっとニュースだなという感じが若干します。心苦しいですが、なのでできるだけ公費で補ってもらえるように頑張りたいと思います。

## ○職務代理者

ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございました。ご意見にありましたように、ぜひ議会を通していただいてお願いしたいと思います。

ほかにご意見がないようですので、次にイ、学区制の柔軟化について事務局から説明をお願いします。

## ○学校教育課

お願いいたします。資料は39ページをご覧ください。

学区制の柔軟化について、検討を始めました。指定変更等に関する事務取扱要綱、39ページの左側の表にあるものですが、その見直しについて検討を進めております。

この要綱にないような通学距離に関することや新たな特認校の設置などについても検討はさせていただきましたが、やはり例えば距離については考え始めるとどうしてもグレーゾーンがいつまでたっ

でも出てきてしまうとか、特認校の乱立によって児童生徒の奪い合いとか、教職員定数の不確定さなど、多くの問題があるということが分かりました。その結果ということなのですが、さらなる学区制の柔軟化については難しいのではないかという結論に至っております。

ただし、現行の要綱39ページでいきますと左側になりますが、この要綱については見直し、今の時代に合ったものになるよう右側の改正案ということでまとめてみました。

39ページの左側にある現行の2番についてですが、特別支援学級については今1名から各学校に設置ができるということや、部活動のシスターズスクール制が軌道に乗ってきておりますので、ここは削除しております。

4番、5番につきましては、6番、7番と同じように転居等に関するものということで全てまとめてさせていただきました。

8番、9番、13番につきましては、ちょっと特別ということですので、もし必要があれば改正案の7番、その他、特別な事情があるときということで検討していきたいと考えております。

ということで、改正案としましては1番から6番、プラス7番、その他、特別な事情があると認められるとき、プラス特認校ということで考えております。

7番のその他、特別な事情があると認められるときについてですが、この内容につきましては内規としてまとめていけたらと考えております。担当者が変わっても問題なく対応できるようにきちんと対応していきたいと考えておりますが、具体的には同級生がいないとか、同級生はいるけど同性がいないとか、登下校の際1キロ以上一人で帰ることがあって安全面で不安だとか、そういうものに対応していけるといいなと考えております。

7番の内容につきましては、今後検討していきながら内規として確定させていけるといいかなと。さらに今後また子供の数が減るとか、児童の数が減るとかということもありますので、その都度その都度問合せがあったときに検討を重ねながら、内規のほうもより手厚いものにしていけたらと考えております。まだ検討段階ということですが、以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

この件について、委員の皆様から意見をいただきたいと思います。お願いします。

#### ○教育委員

そもそも学区制の柔軟化、望ましい教育環境を考えることについてということで、これをもう一度見直すということになっているかと思います。実際にこれも現行にある1番から14番までを精査して、改正案である7番までの項目に変えていくということで押さえるということによろしいでしょうか。

#### ○学校教育課

はい。

#### ○教育委員

その中の現行にある4番、5番のところにある5年6年とか中学2年3年のところというので、住所を変更するというのがあるので、このところというのは「転居等により」に含まれていくというふうに押さえておけばよろしいでしょうか。



## ○学校教育課

おっしゃるとおりです。

## ○教育委員

ありがとうございます。最後の改正案の7番のところになるところ、特別な事情というところが、今度の望ましい教育環境にというところの学区制の柔軟化というものに含まれるかと思います。先ほど、内規の作成をするということを言われましたけど、ここというのは本当に大切なところであって、実際にこの現行を改正案によって精査することで、これはこれで押さえることは簡単にできるかと思うんですけども、この内規というところはとてもどこまでを含むかというところに、これ以上に検討しなければいけないことかなと思うので、この内規も実際に提案というのか、素案みたいなものがあって、ここを押さえておかなければ、次の人に渡して誰でもできるものではないというものになってしまっただけではいけないので、覚書でも必要かなと思います。そのときに何を入れるかというものの中に、実際に統廃合していった学区がどんどん広がっていくというふうになってきた場合、その前々から言われている行政区というところの関係性もあるかと思うので、そことの関係というもののどのように考えるかというところも押さえておきたいところだと思うので、どう考えるかというものを教えていただけるとありがたいですし、またここで話し合わなければならぬかなと思います。その辺のところを教えてください。

## ○学校教育課

もちろんいろいろなケースがこれで考えられるとは思いますが、そのことにつきましても6月の教育委員会会議で提案させていただこうかなと思っておりまして、その中でまたご意見をさらにいただけるとありがたいと思っています。本当にいろんなケースを考えていかなければいけないということで、すみませんがまたご紹介できたらと思います。

## ○教育委員

いろんなケースが本当に考えられると、心情的なものというのが大きくなってくると線を引くところが難しいかと思うので、でも素案としてこういうところに考えておいたほうが良いというものがあるはずですので、それを大切に提案していきたいですし、確認し合っていきたいなとは思っております。お願いいたします。

以上です。

## ○職務代理者

ほかにはいかがでしょうか。

お願いいたします。

## ○教育委員

改正案の5「保護者の勤務地または自営業地の所在地の通学区域の学校へ」という文言があります。「校区の学校へ」というのが「通学区域の学校へ」となっているんだけど、これは何か意図がありますか。

## ○学校教育課

特にはありません。同じような意図で考えておりました。

## ○教育委員

文言が変わったというんだったら、何か意味づけが必要ですよ。何も意味がなかったら、文言を

変える必要はないかと思います。そういうところが二、三か所あるので、注意されたほうがいいかなと思いました。

#### ○学校教育課

はい、ありがとうございます。

#### ○教育委員

あと一点は教育委員の先生にもお聞きしたいんですけども、実は14ページの事務取扱要綱の第3条に「教育委員会は、市内に住所を存する児童生徒の保護者から小規模特認校」云々とありますよね。これは第3条というのは、特認校制度による取扱いです。

#### ○学校教育課

はい。

#### ○教育委員

庭野小学校の保護者の中に八名小学校に通わせたいということで、保護者の勤務地または自営業地の所在地を承諾理由に指定校変更された方がいました。今回の学区制の柔軟化に関わって「小規模校の教育環境の中で学ばせたいという理由で、大規模から小規模校へ行きたいという希望があったときに、指定校変更するのか。あるいは、大規模校の教育環境の中で学ばせたいという理由がある。そういうときに小規模校から大規模校へ指定校変更する。」そういうことが学区制の柔軟化に通じることにもなるんじゃないかという考えもあると思うんですが、そこら辺はどう考えていますか。

#### ○学校教育課

一応、小規模校から大規模校へということも検討はしたのですが、なし崩し的に小規模校の存続が危うくなってしまうとか、そういうことが起こる見通しを持って何年後かを考えていけなくなる可能性があるということで、それはまずいのではないかというふうに考えてはいます。小規模校でいきますと一人転校するだけで複式になってしまうとか、そういうことも出てきてしまいますので非常に難しいのではないかという考えだったんですけども。

#### ○教育委員

前回、保護者にアンケートしました。「小規模校で学ぶよりも大規模校の人間関係が大事なので、そっちに行きたい」という要望があるわけです。大変難しいことは分かるんだけど、柔軟化に入れるべきではないのかという考え方もあると思うんです。そういう文言を検討するのも一つの在り方かなというふうに自分は思います。

#### ○職務代理者

特認校の条件として、複式学級を持つような学校からほかへの。

#### ○教育委員

大規模校から特認校に行くというのは、これまでの要綱にありました。例えば「黄柳川小学校に通っていますが、鳳来中部小学校のほうが人数が多いから、転学をしたい。子供たちをいろんな人間関係の中で育てていきたい」というふうに言ったときに、小規模から大規模への区域外通学を認めるのか、認めないのか、それを要綱に入れなくていいですかという質問です。

#### ○職務代理者

まさにこれからお作りになる内規の内容にも含まれるか含まれないか分かりませんが。

## ○教育委員

これを内規にするのか、もっと大きいものでこの取扱要綱に入れるのか。そういうところから始めないと。

## ○職務代理人

進行の立場であれなんですけども、先ほど委員からもご指摘があった校区という言葉が、新しい改正案の中には入っていないんです。校区というのは、恐らく学校側から見た地域の見方で、学区というのはそれぞれの行政区から見た学区なのか、というふうな感じ方をしているんですけども、改正案にはどちらの言葉も入っていないんです。ですから、その辺りも本当は協議する必要があるのではないのですかと思います。

お願いします。

## ○教育長

幾つか考えを述べます。まず、改正案の1番、登校・いじめ等、これ「不」が入ります。不登校・いじめ等ということでご了解ください。

そして、取扱要綱、これそのもの。これは恐らく保護者でこの取扱要綱があるということを知っている方は、本当にごくごく僅かだと思います。教職員でも取扱要綱があるということを知っている方はごくごく僅かです。

今回、私の考えとしては、不登校になったらいじめに遭ったら、今まではA小学校で学ぶか、特認校に通うか、あすなる教室に行くかしかなかったけれども、B校も選べる。そういうことを例えば4月のPTA総会、あるいは入学する前の入学説明会、こういうところで毎年教育委員会からの通知事項として、保護者や教職員に情報提供する。これが大事であると思っています。

委員から質問があった校区という言葉を変えてあります。それは国の表現に基づいて、これでいうと通学区域という言葉を使っています。そんなところでご理解いただければと思います。

あと最後に、小規模から大規模に、これは当然望ましい、そこが望ましいと考えて保護者が転校を求めたときに、例えばC小学校30世帯しかない子供の数が40人しかいない。5年生が1人抜け2人抜け、3年生が1人抜け2人抜けになったときに、C小学校を小さくしたのは、この教育委員会の柔軟化によるものだと思われ、指摘を受ける可能性があります。ということから考えると、現段階ではそこまで踏み込んで改正することがかえって新都市の教育環境を悪くしてしまう可能性があると考えました。

したがって、7番の中には、先ほど学校教育課長が説明した同性がいない、同級生がいない。あと一つ、三つ目に言ったのが、1人で歩く距離が1キロ以上になる。でもこれは学校を変えても一緒のことですよね。もし、もともとの小学校で1キロ以上1人で歩かないといけなかったら車で送り迎えすればいいとか、そういうことで対応可能だし、ほかの学校を選ぶことによってそういう状況は生まれてくと思うので、だからそこは入れる必要はないと思っているんだけど、そういうところまで考えてどういうふうに判断されるかということをお聞きしたいと思っています。

一番言いたいのは、こういう制度そのものがあるということを全ての保護者に周知することが大事であり、不登校・いじめが起こったとしても、ほかの選択肢があるということを保護者に理解していただく。そのための情報発信が必要であると思っています。以上です。

## ○職務代理人

ありがとうございました。

よろしくお願いします。

#### ○教育委員

今のことですけれども、不登校・いじめがあった場合、もし行けなくなったときにあすなろ教室があるということと特認校があるということは、ほぼほぼ保護者の方々というのはご存じではないでしょうか。そうなってくると、この細かい改正をしたとしても、この取扱要綱というものの自体というか、これの表現によってこういう選択肢がありますよということを伝えるということによろしいですか。そういうことをおっしゃっているのですか。

#### ○教育長

不登校・いじめがあったときにあすなろがある、鳳来寺、鳳来東がある。それ以外に新城小学校だったら、千郷小学校でもできるよということができると聞かれたら、できますよ。不登校の場合といじめの場合は認めますということです。

#### ○教育委員

では、ここにあるような7項目を伝えるわけではなく、そういう場合においては違う学校を選択することができますよということを伝えるということで。

#### ○教育長

そこは一番強調したいところですね、この中でいうと。全て情報発信する必要があると思うんですけれども。

#### ○教育委員

分かりました。それはもちろん知らない方のほうが多いと思いますので。

#### ○教育長

一番は、例えば鳳来東、鳳来寺に特認校があると言っても、どうやって通うのということです。そのためにどれだけエネルギーを使うのということで受け入れられないという方は、もう現行の学校で諦めるしかない。それは教育環境として一生に一回の小中学校時代を過ごさせるという考え方はふさわしくないということです。

#### ○職務代理者

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

#### ○教育委員

改正案なんですけれども、とてもすっきりまとめていただきまして分かりやすいと思いました。先ほどの若干話が戻るんですけれども、委員の指摘がありました通学区域を今までのような使い方で云々というお話がありましたけれども、ちょっとどうしても気になりましたので調べてみたら、校区というのは西日本の言い方で、学区というのが東日本の言い方ということを初めて知りました。でするので、通学区域と言ってしまえば、もう世間一般どこにでも通じるということで、なるほど、それでこういう言い方にしたのかなということを改めて思いましたので、本当に分かりやすい。現行を読んでもみますと、本当に頭が痛くなるような文言がいっぱいありましたけれども、改正案は本当にありがたかったです。以上です。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

お願いします。

#### ○教育委員

学校を変りたいということを保護者が申し出たときに、教育委員会ではこの項目のどれに当たるのかということを考えながら、この項目に当たるから保護者の承諾とか理由が納得できれば変わりますよと区域外通学を許可します。だから、そういう意味では教育長の言われるように、これをこういう条件があるよということを情宣するということは非常に大事な事かなというふうにまずは思います。今まで大規模校、小規模校、いじめがあったときに、どこへ行くかという、その選択肢を確か広げるという、そういう話ですよ。特認校だけじゃなくて。教育環境を変えるという意味では非常にいいと思うし、それをどういうふうにこれに盛り込むかということ、これから検討していかなければいけないと思います。

一つ質問です。今、鳳来寺小学校と鳳来東小学校しか特認校はありません。その特認校を増やしていく。あるいは小学校だけでなく作手中学校みたいなところを特認校にしていくという、そういう動きがありますか。つまりそういうことによって、区域外通学のできる学校を拡大していくという考え方はどうですか。

#### ○教育長

よろしいですか。

#### ○職務代理者

お願いします。

#### ○教育長

現行、鳳来東に多分3人、特認校制度を利用して通っているお子さんがいます。鳳来寺小学校は11人と記憶していますが、かなり子どもが行っています。鳳来寺小学校に行っている子は、必ずしも本当に大きな学校からではないんですね。複式だけは回避されていたかもしれないけど、例えば黄柳川小学校からとか、そういうところもあるということで、特認校を増やせば、もう取り合いになってしまいます。ですので、これ以上は増やすべきではないというふうに個人的には考えています。仮に庭野小学校を特認校にした場合、ひょっとしたら児童が倍増するかもしれません。でもそれは私たちの考える特認校とは違うと考えますが、もし何かご意見があれば。

#### ○教育委員

今の話で納得いたしました。例えば小学校だけでなく中学校に広げて作手中学校を特認校にちょっと広げてしまうという方法もあると思うんですけど、そこら辺はどうなんですか。

#### ○教育長

小学生が鳳来寺小学校、鳳来東小学校に通う以上に、新城中学校の生徒が作手中学校を選んでいくということはなかなか起こりにくいと思いますが、ないとは言いきれませんが。

#### ○教育委員

すぐくせっぱ詰まった保護者の思いとかあると思うんですよ。

#### ○教育長

勤務地の関係であればこの中に入っていますし。

登校しぶり、不登校あるいはいじめであれば、それも入っていますので。

#### ○職務代理者

私もよく理解はしていないんですけれども、かつて山村留学というのが現実にあって、先生もご存じだと思いますけれども、津具などの中学校へ通っていたというケースがありました。恐らくそのときはルールがきつとあったんでしょうけれども、今は恐らくないので分からないのですが、調べてみるのも面白いかと思います。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

#### ○教育委員

どうしても納得がいけないというか、ちょっと引っかかることがあったので、先ほど教育長が学期の初めとか年度の初めに大々的に保護者の皆さんに伝えていきたいという理想をおっしゃっていたのですが、最終手段だと思うんですよ、これって。いじめ・不登校の転校というのは、保護者や子供からしたら本当に最後の手段だと思うので、まず根本はそれを解決してあげることというのが第一で、それを大々的にやると、次があるもんね、別にいじめがあったり、この学校に行きたくないんだったら別の学校に行けばいいやと、簡単に考えていいことではないと思うんですよ。なのでそれを大々的に果たして言ってもいいものかというのがすごくさっきから引っかかっていて個人的に。

#### ○教育長

よろしいですか。

#### ○職務代理者

はい。

#### ○教育長

大賛成です。私は大々的という言葉は使っていません。積極的に情報発信する。つまりこの制度がないと思い込んでいる親が多いんですね。それを回避するためには、例えばPTA総会の1枚の要綱に教育委員会からです、こういうことがありますということを載せる。それが積極的な情報発信だと思っています。学校に通えない子を生じさせる、いじめに遭う子を生じさせる、これは許されてはいけません。いじめ・不登校が起こったときにこうしますよ、なんていうことは言いません。そういう言い方はしませんが、情報としては、やっぱり保護者は知っておく必要がある。それはもう保護者の中だけでということです。

#### ○教育委員

発信の仕方をやはり間違えてしまうと、そういうふうになってしまう親もきつといると思うので、この部分というのはすごくやっぱり最終手段だと私は思うので、一番この7つの要綱の中では大事なところなのかなと思います。

#### ○教育長

今のご意見で、もしそういうことであれば、例えばいじめが生じた段階で、あるいは不登校が生じた段階で、その保護者に対して学校としては本意ではないかもしれないけれども、新城市の教育委員会としてはこういう制度がありますと、そういう情報の発信の仕方のほうがいいのかもかもしれません。

残念ながら多くの場合、なかなかそういう方が積極的に情報入手しようとされないというのが事実としてあります。だから子供が犠牲になってしまう。先生方もそういう手段があるということを熟知していないので、この子のためにどういう手段があるんだろうかということを広く考えられない。

すみません。

## ○職務代理者

お願いします。

## ○教育委員

実際に周知するということがとても大事というのはすごくよく分かります。ですので、こうなった場合、まず学校でこういう対応しますということをまず第一に挙げておく。学校は見捨てないんだということは、しっかりと挙げた上で、次の段階に今市の教育委員会がやっているあすなろだとか、特認校もありますよということも分かる。それと一緒に相談する機関もたくさんあるから、カウンセリングというのをもたくさん選ぶこともできるという、学校がちゃんと巡回をしながらそこへつなげてくださるというような安心感を持ちながら、こういう組織がきっちり出来上がっていますよ。そうなった場合、安心してくださいというような表示の仕方だったりすれば、学校はいつでも入ってくださって担任の先生及び校長先生たちが自分の子供のことを見てくれて、こういう機会につなげていってくれるというふうにすれば安心して組織とか体制というものを受け入れられるのではないかなと思うので、そういうような1枚の要綱というものを、誤解されるというのは心外なことですけども、必要な手段としての組織があるんだということを伝えたらいいのではないかと思います。学校というものを置いて自分の担任から校長先生という人が、ちゃんと見届けているというものを大前提にみたらいかがでしょうか。そうすれば安心して次の段階に進めるのではないかなと聞いていて思いましたので。

## ○職務代理者

具体的に不登校・いじめ等によりというふうに記述がしてありますので、すぐその行為について頭に浮かぶわけですけども、教育的配慮が必要であるから学校の指定変更等を認めるという考え方だと思うんですね、いじめ・不登校でなくても。ですから、このところ目先だけになってしまうかも分かりませんが、もっと複雑な親子関係とかですね、青少年がおじいさんおばあさんを殺害してしまうとか、そんな事例もあるわけで、そういったものも含めて教育委員会が教育的な配慮として指定を変更する必要があると認めたとき、そういう意味合いかなとも思うんですけども。

## ○教育委員

そうしたら、この要綱に沿うとあくまで承諾の提出は一応保護者から、学校から提示というよりは保護者のほうが転校希望を出しますというスタイルですよ。学校のほうから提示ということではない。一つ思うのは、今1年生で無事鳳中に行って、保健室登校だった子が今もずっと行っているとおとつい校長先生が言って見えたんですけども、そのお母さんがよく言っていたのは、教室に入れない理由というのはだんだん分からなくなってくるというのは本当なんですけど、始まりはやっぱり何かしらの理由があって、その子のお母さんからしたら自分の娘が保健室に行って我慢するというよりも、教室にある問題で、もう本当に言っちゃえば教室はいじめっ子という言い方はあれですけども、発言する子をむしろ保健室に連れて行ってほしいと言うんですよ。多分ある保護者からしたらそうなんです。不登校、もしくはなかなか行けないというときに、確かに行けない子の環境を整えてあげるというのはそうなんですけど、その原因の元は何も学校のほうからおとがめや対処もなく、実際被害者になった子だけが異動させられるというのも実際確かに保護者として考えるとあまり面白い話ではないなと思うので、学校が変わって別の環境が用意できますというのも一つだと思うんですけど、すごく提案が難しく、そこを認めるというのもすごく違和感があって、むしろそこを理解して転校していただくぐらいの気持ちかなとは思っています。多くのあすなろのお母さんたちに聞いても、やっぱり

うちの子は行けなくなっちゃったんだけど、じゃあもっと言えばいじめっ子とか、口の強い子にほかの部屋で勉強してくれればいいじゃないかと思われる方もきつーと思うので、そういうことを考えると承諾とか承認という言い方は当然適切だとは思いますが、保護者の方にとっては、その言われ方で転校、こちらが希望して、それに印を押してもらって転校するというのは、保護者の方の気持ちを考えるときにすごくナイーブ繊細なところかと思うので、今回こういった要綱で明らかにこういった事案で相談できるんだということは一つの助けになるかと思うんですけど、その際にさらにやっぱり言葉遣いとか、あと本当にこの一通りの用紙等もあったんですけど、なかなかすごく用紙だけ見ると、すごく冷たい書類作業になってしまいがちだと思うので、本当にこの辺は気をつけて展開をしないといけないと思います。感想です。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。

お願いいたします。

#### ○教育委員

別表1の確認です。これまで14あった承諾の理由を7つにまとめて、それを事務取扱要綱に載せるということです。例えば4番、小学校5年生及び6年生並びに中学校2年生及び3年生でという部分、こういうのはもう認めないということです。

#### ○学校教育課

いや、まとめて改正案の4番に含めてしまえばいいかなということ。

#### ○教育委員

4番の転居等によりという項目ですか。

#### ○学校教育課

はい。

#### ○教育委員

新城小学校の6年生2学期です。家族はみんな千郷小学校で住所を構える。だけど、今までの人間関係でいうと新城小学校に3学期まで在籍し卒業したい。そういう場合は、この4番が適用するということでもいいですか。

#### ○学校教育課

そうですね。現行の4から7は改正案の4番に含まれるであろうという。

#### ○教育長

簡単に言うと、今までは小学校4年生の3学期に転居があった場合は卒業まで続けて在校できない。だけれども、今回の転居等によりということと学年とか年間規定しないことによって、今までの友人関係を大事にされるのであれば、それを保護者が強く望むのであれば、教育委員会としてはそれを受けますよと、そういう感覚なんですけど。ただ、それが本当にいいのかどうか、それはまた保護者がどう判断するか。あまりにも今まで事細かに、この場合はこうなりますと決められていたので、それは我々も正しい判断を多分導けないだろうと思い、こういう形になっています。

#### ○職務代理者

ご意見が出尽くしたようでありましたら、一旦次に進みますが。



今回につきましては継続協議ということで、また次月続けさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。日程第４、報告事項に移ります。

#### 日程第４ （１）報告事項

ア、行事・出来事（５月、６月）について事務局から説明をお願いします。

##### ○教育総務課

教育総務課から一点、ご報告します。資料の４０ページになりますが、本日５月２８日、定例教育委員会、ありがとうございます。

来月ですが、６月２５日の水曜日を予定しております。よろしくお願いいたします。以上です。

##### ○学校給食課

続きまして、学校給食課です。４１ページをお願いします。

５月１日に、市議会議員をお招きして視察・試食会を行っております。

５月１４日に、新城小学校の受入室の工事の契約締結を行っております。工事は松井建拓が担当し、工期を令和８年５月９日として、今後工事を進めてまいります。

簡単に工事の内容をご説明しますと、古い給食室の跡地、既にもう取り去っておりますが、給食室の跡地に新しく受入室をつくる工事が一点目。二点目が、建築基準法という建物を造る際の基準の法律がございまして、その法律の防火に係る法規制への対応が必要となっておりますので、そちらの対応で南校舎の階段室の改修を夏休み中に行う工事。三点目が、現在の南校舎に整備して配送しております給食コンテナなどを、今受け入れている仮受入室のもともとの部屋、器具庫などに戻す工事を行う予定であります。

大まかな工程ですが、一点目の受入室の工事は令和８年３月末ぐらいまでに完成して、令和８年度の頭から受入室の利用ができるように進めてまいります。また、先ほどもお話ししましたが、南校舎の階段室の改修は学校に影響が出ないように夏休み中を狙って工事をしまして、最後の仮受入室の復旧工事につきましては、新しく受入室が出来上がった後ですので、来年、令和８年４月以降に復旧工事を行う予定としております。以上です。

##### ○学校教育課

では、学校教育課からよろしくお願いいたします。４２ページをご覧ください。

５月に入りまして、体育大会、運動会、修学旅行、野外教室と各学校で行事の実施した状態になっております。なお、中学校の修学旅行については万博に行くところはやっぱりないということで、みんな東京方面というふうになっております。

また５月２６日から鳳来中学校の「みがく」がスタートしました。参加していただきましてありがとうございました。また、６月も「みがく」が非常に今年度は多く設定されております。お忙しい中ですが学校を見ていただきながらよりよいものに変えていきたいと思いますので、ご指導のほうよろしくお願いいたします。

なお、２７、２８、今日と昨日、小学校でドッジボール大会が行われております。５月３０日にも予定されております。本年度は各学校での戦いの後に交流会というのが設けられているようで、各会場で工夫をされて触れ合う姿も見られているということで報告は受けております。

6月になりましたら、6月27日より中学校の総合体育大会が始まるということです。また体調管理等に気をつけながら、3年生がよい終わり方ができるように支援をしていきたいと思っております。以上です。

#### ○生涯共育課

続いて、生涯共育課です。資料が43ページから46ページになります。

行事・出来事については、そちらに記載のとおりとなります。

その他報告については、各担当から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○生涯共育課

図書館ですけれども、職場体験の受入が始まっております。5月には東郷中学校の生徒さんの受入を行っております。これから夏休みを中心に市内中学校生徒の受入が始まりますので、順次行ってまいります。また、有教館高校や黄柳野高校のインターンシップもありますので、そちらの受入も行っております。

こちらの表に記載はありませんけれども、6月6日の金曜日に千郷小学校3年生の図書館見学がありますので、受入を行ってまいります。図書館からは以上です。

#### ○生涯共育課

続いて、鳳来寺山自然科学博物館からです。47ページ、48ページをご覧ください。

本日チラシを添付しました。6月1日から9月7日まで夏の特別展「新城、日本、世界のカタツムリ展」を開催します。本物の殻と従来表現が難しかった軟体部を、原型師のご協力により、細密な模型で再現した日本一リアルなカタツムリの展示となっています。ぜひご覧いただきたいと思います。

博物館からは、以上です。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

この件について、質問等がありましたらお願いします。

お願いします。

#### ○教育委員

一つだけ教えてください。新聞でコノハズクが鳴きだしたという話を伺ったのですが、どのような状況なのか教えていただけると嬉しいです。

#### ○生涯共育課

コノハズクについては、鳳来寺山ではここ数年鳴き声は聞くことができないんですけれども、鳳来寺山ではなく、四谷千枚田の鞍掛山でコノハズクの鳴き声が聞こえるということで、今年も新聞に載った時期に館長と中日新聞の記者さんが実際に仏坂トンネルの近くで鳴き声を確認したということと、あと私ども職員も一昨日現地に行って鳴き声を確認したところ、設楽町側で鳴き声を実際確認することができましたけれども、鳳来寺山ではなかなか鳴き声は現在聞けない状況となっております。

#### ○教育委員

ありがとうございました。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

#### ○教育委員

今日も作手でコウノトリがとかいう記事もあったかと思いますが、大分自然豊かにさらにそうなってきたのかなと思いますが、そういう情報もどこかで発信できて子供たちに伝わるといいな一と思っております。よろしくお願いします。ありがとうございました。

#### ○職務代理者

どうぞ。

#### ○教育委員

今の教育委員のお話のちょっと続きになるんですが、ある方から新城でこの頭のところが赤い鳥を見た、鶴ではないかと言うんですけれども、そういう情報というのはどなたかお聞きになったことはありますか。私、それはシラサギじゃないのと言いましたら、いや、ここが赤かったというので、けがをしていたんじゃないのと言ったら、その方は入船の方なので、前に的場に住んでいたときにも、やっぱりこの頭のところが赤い、けがじゃなくて、そういう鳥を見たから鶴だと思うんだけどという話ですが、そんなことを聞いたことはないですよ。

#### ○教育長

この頭がですか。

#### ○教育委員

頭です。鶴ですよ。

#### ○生涯共育課

博物館には、そういった情報が入っていないです。

#### ○教育委員

そうですか。また何かそういう情報があれば、恐らく博物館に連絡が行くと思いますので、そのときはお知らせください。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。ほかの方はいかがですか。

ないようですので、以上をもちまして、令和7年5月新城市教育委員会定例会議を閉会といたします。

次回の開催は、6月25日の水曜日を予定しております。会場が変わりまして、3階にあります災害対策本部室になりますので、よろしくお願いします。

本日はお疲れさまでございました。

閉会 午後3時43分